

平成20年度 外部評価実施結果報告書

～ 「新しい計画評価の文化」
の共有と定着に向けて～

平成20年10月

新宿区外部評価委員会

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 新宿区外部評価委員会の概要 | 2 |
| 1 新宿区外部評価委員会の役割・構成 | 2 |
| （1）委員会設置の経緯と役割 | 2 |
| （2）所掌事務 | 2 |
| （3）委員会の構成 | 2 |
| （4）部会の設置 | 2 |
| （5）評価の流れ | 3 |
| 2 評価活動の経過 | 4 |
| 3 評価の対象 | 8 |
| 4 評価の視点 | 9 |
| 第2章 総合評価 | 10 |
| 1 外部評価の4つの視点を踏まえた対応 | 10 |
| （1）サービスの負担と担い手 | 10 |
| （2）適切な目標設定 | 11 |
| （3）効果的・効率的な視点 | 12 |
| （4）目的の達成度 | 13 |
| 2 内部評価方法の改善 | 14 |
| （1）記載方法 | 14 |
| （2）評価基準 | 14 |
| 3 事業推進にあたって | 14 |
| 第3章 個別施策の評価結果 | 16 |
| 評価結果の見方 | 16 |
| 1 施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進、施策6：福祉と保健・医療 サービスなどの総合的展開、施策7：ともしつくる福祉の推進 | 17 |
| 2 施策5：子育て支援の推進 | 20 |
| 3 施策8：学習・教育環境の充実、施策9：開かれた学校づくり | 22 |
| 4 施策10：生涯学習、スポーツの条件整備 | 24 |
| 5 施策22：防災都市づくり | 25 |
| 6 施策23：地域ぐるみの防災体制づくり | 27 |
| 7 施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備、施策39：環境保全型 まちづくり | 30 |
| 8 施策26：みどりと水の豊かなまちづくり | 32 |

| | | |
|----|---|----|
| 9 | 施策29：清潔で美しいまちづくり | 34 |
| 10 | 施策32：商店街の活性化、施策33：魅力ある買物空間づくり、施策34：消費者の自立支援 | 35 |
| 11 | 施策35：環境への負荷の低減 | 38 |
| 12 | 施策36：資源循環型社会の形成 | 39 |

| | | |
|-----|--------|----|
| 第4章 | 今後に向けて | 40 |
|-----|--------|----|

<資料>

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 新宿区外部評価委員会委員名簿 | 43 |
| 2 | 新宿区外部評価委員会条例 | 44 |

はじめに

平成19年度に設置された新宿区外部評価委員会は、今回2年目の行政施策の外部評価を実施することになった。昨年度の外部評価は、時間が数か月と限られたことと、委員にとっては初めての評価作業であったため、その報告に若干不十分な点があったことは否めない。

そこで本年度は、以下のような改善を行うとともに、より区民の目線に立った客観的な評価に努めた。

- (1) 担当課ヒアリングにおいては、委員の質問に対する回答をあらかじめ準備していただき、それを読み込んだ上で、意見交換、再質問の場を設定した
- (2) 事業が展開されている現場を各部会で視察するとともに、当事者の区民及び関係者の生の声をヒアリングした

また、個別施策の評価を行う中で、いくつかの施策に共通する課題が浮き彫りになってきたため、それについては、委員全員で議論を行い、今回はじめて「総合評価」(第2章)としてまとめることとした。個別事業の評価が重要なことは言うまでもないが、その事業がどのように全体施策につながっているのかを考える意味でも、ぜひ総合評価をお読みいただきたい。

なお、「計画を評価し改善しながら、さらに実践する」という新しい計画評価の文化はまだはじまったばかりで、根付いていないとは言えない。その実現のために、今後とも努めていきたい。

新宿区外部評価委員会

会長 卯月盛夫

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 委員会設置の経緯と役割

新宿区外部評価委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成20年度からの総合計画・第一次実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として、新たに設置されたものである。

また、本委員会により、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくものである。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

学識経験者3名

公募による区民6名

区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり・安全安心

第2部会：福祉・子育て・教育

第3部会：コミュニティ・商工・文化・観光

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価（以下「内部評価」という。）と外部評価の流れは次のとおりである。

内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表する。

外部評価

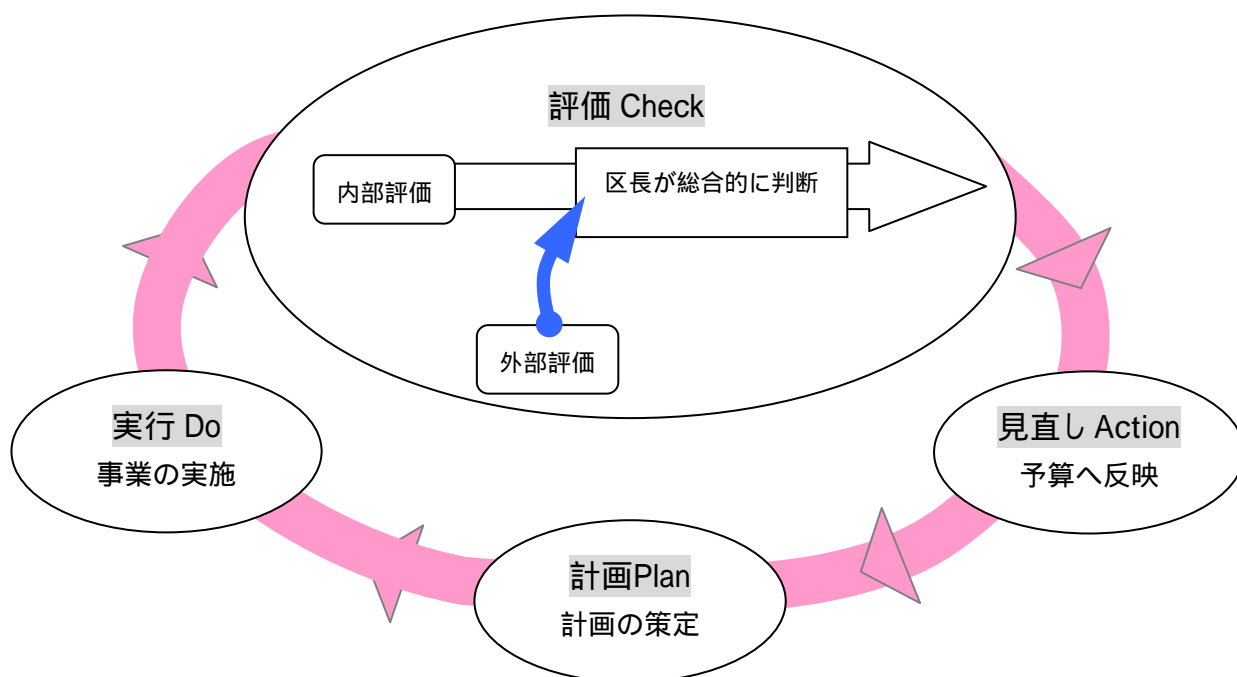
「新宿区外部評価委員会」は、上記の内部評価結果を踏まえ、外部評価の視点から評価し、評価後、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

総合判断

区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付けて、総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

平成20年度は、第1回の委員会で勉強会の機会をもち、それ以降、部会の同日開催を含め、委員会を4回、各部会を5～6回開催して審議を重ねた。

今年度の外部評価は、昨年度の経験を活かし、以下のような改善を行い、より区民の目線に立った客観的な評価に努めた。

第一に、担当課ヒアリングにおいては、事業内容など疑問な点は事前に資料を求め、委員の質問に対する回答をあらかじめ準備していただいた。そして、それを読み込んだ上で、ヒアリングは、施策や事業の基本的な考え方、進め方、評価手法などについて、重点的に聞くための意見交換、再質問の場として設定した。

また、ヒアリングの実施にあたっては、複数の施策からいくつかの事業を抜粋して、事業の連携を重点においたり、複数の施策を同時に取り上げて実施し、施策相互の連携をチェックしたりするなど、外部評価の持ち味を十分に発揮した。

第二に、事業が展開されている現場を各部会で視察するとともに、事業の受け手の当事者である区民や、サービスの担い手である関係者から生の声をヒアリングし、実態把握に努めた。

評価結果の取りまとめにあたっては、部会ごとにまとめた上で、委員会として全体のまとめを行った。

【活動経過】

*各施策相互の連携をチェックするため、同じ時間帯にヒアリングを実施したものについては、「施策 ・ を同時ヒアリング」と注記している。

| | 回 | 開催年月日 | 審議事項等 |
|-----|-----|-------------|---|
| 委員会 | 第1回 | 平成20年5月28日 | 1 評価方針について * 勉強会「政策評価と行政改善の視点」 講師：法政大学大学院 政策創造研究科 武藤博己教授 |
| | 第2回 | 平成20年6月27日 | 1 評価方針について 2 評価対象の抽出について (部会に分かれて活動：第1回部会) |
| | 第3回 | 平成20年10月15日 | 1 外部評価結果の取りまとめ |
| | 第4回 | 平成20年10月29日 | 1 外部評価結果の取りまとめ |

| | | | |
|------|-----|------------|---|
| 第1部会 | 第1回 | 平成20年6月27日 | 1 評価対象の抽出について |
| | 第2回 | 平成20年7月31日 | 1 ヒアリング項目の整理について |
| | 第3回 | 平成20年8月19日 | 1 現地視察等 視察先：若葉地区のまちづくり 担当課：地域整備課 * 若葉地区まちづくり推進協議会委員2名とまちづくりへの想いなどについて懇談 |
| | 第4回 | 平成20年8月25日 | 1 ヒアリングの実施 施策22・23を同時ヒアリング 担当課：危機管理課、安全・安心対策担当、地域福祉課、道路課、景観と地区計画課、地域整備課、建築指導課、教育施設課 * 新宿区耐震補強推進協議会会長に活動内容等をヒアリング |
| | 第5回 | 平成20年8月26日 | 1 ヒアリングの実施 施策25・26・35・36・39を同時ヒアリング 担当課：道路課、みどり公園課、交通対策課、環境対策課、生活環境課、ごみ減量担当、新宿清掃事務所、都市計画課、建築調整課、教育施設課 |
| | 第6回 | 平成20年9月29日 | 1 外部評価結果の取りまとめ |
| 第2部会 | 第1回 | 平成20年6月27日 | 1 評価対象の抽出について |
| | 第2回 | 平成20年7月29日 | 1 ヒアリング項目の整理について |
| | 第3回 | 平成20年8月22日 | 1 ヒアリングの実施 施策5 担当課：子ども家庭課、子どもサービス課 施策10 担当課：生涯学習コミュニティ課、生涯学習財団等担当課 |

| | 回 | 開催年月日 | 審議事項等 |
|------|-----|------------|---|
| 第2部会 | 第4回 | 平成20年8月25日 | <p>1 ヒアリングの実施 施策8・9を同時ヒアリング 担当課：教育政策課、教育指導課、学校運営課</p> <p>施策2・6・7を同時ヒアリング 担当課：地域福祉課、障害者福祉課、高齢者サービス課、保健予防課</p> <p>施策23 担当課：危機管理課、地域福祉課、教育政策課、教育施設課</p> |
| | 第5回 | 平成20年9月22日 | <p>1 現地視察等 視察先：榎町児童センター 担当課：子どもサービス課</p> <p>* 児童指導業務を受託している事業者に、中高生への指導の実態等をヒアリング</p> |
| | 第6回 | 平成20年9月30日 | <p>1 外部評価結果の取りまとめ</p> |
| 第3部会 | 第1回 | 平成20年6月27日 | <p>1 評価対象の抽出について</p> |
| | 第2回 | 平成20年7月28日 | <p>1 ヒアリング項目の整理について * 現地視察を併せて実施 視察先：新宿消費生活センター</p> |
| | 第3回 | 平成20年9月2日 | <p>1 ヒアリングの実施 施策32・33・34を同時ヒアリング 担当課：産業振興課、消費者行政担当</p> <p>施策23 担当課：危機管理課</p> <p>施策29 担当課：生活環境課、景観と地区計画課</p> |

| | | | |
|------------------|-----|------------|---|
| 第 3 部 会 | 第4回 | 平成20年9月17日 | <p>1 ヒアリングの実施</p> <p>* 商店会サポート事業を体験して補助事業を実施した牛込中央通り商店会会長と商店会サポーターに、区の支援についてどうとらえているか等をヒアリング</p> <p>担当課：産業振興課</p> <p>* 新宿区防災サポーター連絡協議会副会長に活動内容等をヒアリング</p> <p>担当課：危機管理課</p> <p>* 現地視察を併せて実施</p> <p>視察先：牛込中央通り商店会</p> |
| | 第5回 | 平成20年10月1日 | <p>1 外部評価結果の取りまとめ</p> |

3 評価の対象

平成19年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、十分な検討時間を確保できなかったため、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

そこで平成20年度は、本格的な外部評価の実施として、平成19年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して18施策を対象に、評価を実施した。

なお、「施策23：地域ぐるみの防災体制づくり」については、すべての部会で取り上げ、各部会の視点に沿って個別にヒアリングを実施した。

第1部会（まちづくり、環境、みどり、安全安心）

施策22：防災都市づくり

施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備

施策26：みどりと水の豊かなまちづくり

施策35：環境への負荷の低減

施策36：資源循環型社会の形成

施策39：環境保全型まちづくり

第2部会（福祉、子育て、教育）

施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進

施策5：子育て支援の推進

施策6：福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

施策7：ともにつくる福祉の推進

施策8：学習・教育環境の充実

施策9：開かれた学校づくり

施策10：生涯学習、スポーツの条件整備

施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

第3部会（コミュニティ、商工、文化、観光）

施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

施策29：清潔で美しいまちづくり

施策32：商店街の活性化

施策33：魅力ある買物空間づくり

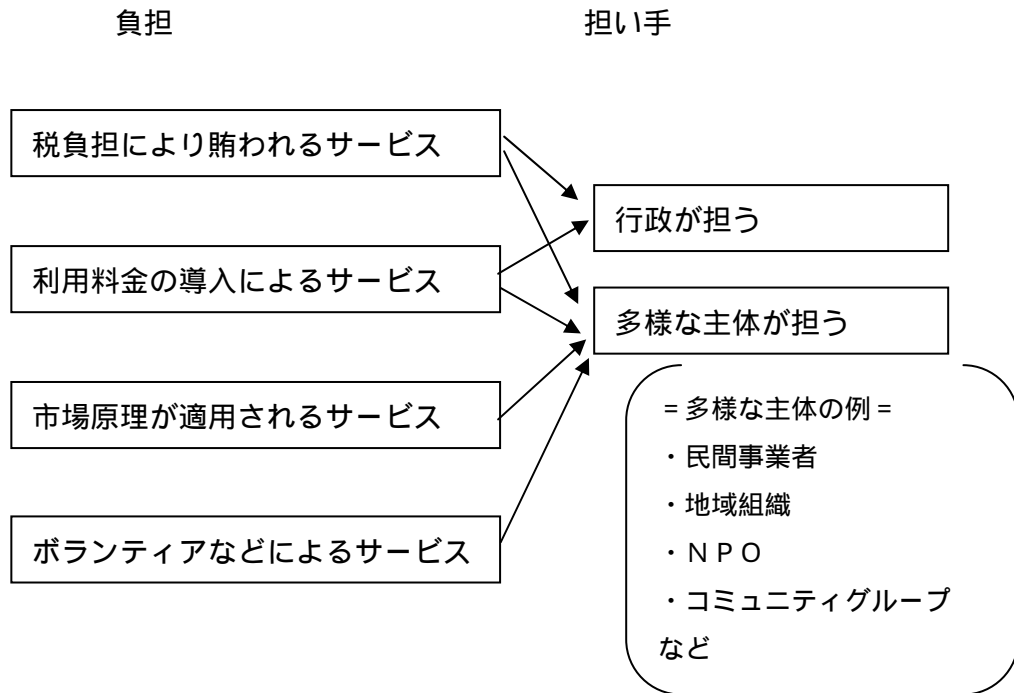
施策34：消費者の自立支援

4 評価の視点

評価に際しては、次の4つの視点を基本に、区民の目線を活かして実施した。

サービスの負担と担い手

サービスを負担と担い手の観点から分類し、適切な対応がとられているか否か。



適切な目標設定

区民ニーズを踏まえた目的・目標になっているか、指標は適切か。

効果的・効率的な視点

費用対効果という面から効果的・効率的に、行われているか。

目的の達成度

目的や意図する成果に対して、それが達成できているか、区民ニーズに込えているか。

第2章 総合評価

今年度は、昨年度の経験を活かし、本格的に外部評価を実施した。

その結果、個別施策の評価を行う中で、いくつかの施策に共通する課題が浮き彫りになってきたため、総合評価として示すとともに、その改善について提案する。

来年度からは、平成20年度を初年度とする総合計画と第一次実行計画の評価が始まる。区においては、行政評価の一層の機能強化に向け、内部評価の改善に取り組んでいただきたい。

1 外部評価の4つの視点を踏まえた対応

(1) サービスの負担と担い手

「区民との協働」の思想が徹底されていない事例が多数見受けられる。

地域を担っている主体は、区だけではなく、区民、地域組織、NPO、関係団体、事業者等があるので、区はそれらの主体と協働し、最大の成果が上がるように、事業を推進していくべきであるが、区民との協働の進め方が十分でない事例が見受けられた。このため、以下のような基本的認識をもつことが必要である。

ア 委託団体や専門家等との緊密な事業連携

委託事業としたとき、区はその事業報告を受け、どのように効果が上がっているのかなど、区の事業として把握し、評価すべきである。

18ページの1つめの外部評価結果のとおり、成年後見センターや地域見守りネットワークでは、どのように事業の成果があがっているのか、区は、必要があれば受託者に指導する立場にあるということを十分認識して、事業に取り組んでいるのかどうか疑問である。区の委託事業と社会福祉協議会の自主事業との連携がどのようになされているかという視点をもって、実績を十分把握した上で、課題や改革方針などを整理し、内部評価をすべきである。

20ページの1つめの外部評価結果のとおり、榎町児童センターでは、区職員と児童指導業務を受託している若い指導員、さらに、地域との協力体制といった、それぞれの役割が機能できている事例を受けとめることができた。他の施策や事業もこうした視点で取り組んでほしい。特に、建築物等耐震化支援事業では、「新宿区耐震補強推進協議会」の構成員である建築士等専門家からも技術的提案を受けるなどの連携をして、推進してほしい。

イ 活動団体の育成支援

学校の芝生化（32ページ1つめ）、みどりの保全や緑化推進（32ページ2つめ）など、区と連携できるようなNPOの育成を取り入れることで、事業が推進されると考えられる事例がある。事業の推進にあたっては、こうした活動団体を育成することにより成果をあげるという視点も必要である。

また、たとえば、消費者の自立支援では、消費生活センターと消費者団体が、リサイクルの推進では、リサイクル活動センターとリサイクル活動団体が、それぞれ長年に渡り協働を続け、効果をあげている。こうした点を評価の視点に加えて、成果を評価してほしい。

（2）適切な目標設定

客観的で適切なデータの不足により、「適切な目標設定」がされていない事例が多数見受けられる。また、数値で評価できるものと、ニーズに込えられているかどうか、内容で評価すべきものがある。このため、以下のような基本的認識をもつことが必要である。

ア 客観的で適切なデータに基づく目標設定

数値目標の設定にあたっては、事業の実績や人口・世帯などの客観的で適切なデータをもとに目標を立てた上で、評価をすべきである。

19ページ1つめの「地域見守りネットワークの充実」において、調査で、高齢者のみの世帯が 世帯あり、意識調査では××%が支援を必要と回答しているため、このサービスでは目標を 人とする、というように、サービスを必要としている人の母数を把握し、必要としている人に行き渡っているかどうかを評価することが必要である。

28ページの「地域ぐるみの防災体制づくり」については、災害時の帰宅困難者や集合住宅の住民のトイレ需要と水需要を調査した上で、数値目標を設定すべきである。

また、防災訓練の回数や参加者人数、講演会などの周知活動の回数や参加者人数を基礎データにし、自助・共助の必要性の認知度を計る新たな指標の設定が必要である。

イ 具体的な成果に着目した目標設定

緑被率、保護樹木の数など、数値で評価できるものと、成年後見（18ページ1つめ）や子ども家庭総合相談（21ページ1つめ）など、何件相談を受けたかだけではなく、どのように問題解決につながっていったかを把握したり、あるいは周知が行き届いているかどうかを把握したりして、ニーズに応えられているかどうか、内容で評価すべきものがある。

指標のとり方を工夫すれば、適切に評価できることになるので、できるだけ具体的な成果に着目した成果指標になっているかなど、十分点検すべきである。

また、24ページ1つめの「生涯学習指導者・支援者バンクの充実」について、登録者ではなく、どのくらい活用されているのか、といった指標が必要ではないかと考える。

（3）効果的・効率的な視点

「地域での施策の総合化」という視点をもっていない事例が多数見受けられる。

地域で総合して連携することで、より効果的に事業が推進され、地域が変わっていくなど、命題によっては、地域で総合的に連携したほうがよいものがある。このため、以下のような基本的認識をもつことが必要である。

ア 個別施策を地域で総合的に推進する仕組みと体制

推進員、サポーターは、区の事業ごとに縦割りで作られているが、地域で活動するのは同じ人であることが多い。そこで活動する人の立場に立った事業の連携、すなわち、地域における事業の総合化を検討し、包括的に取り組めるような仕組みをつくってはどうか。区はこうした担い手を育成するために、個別施策のサポーター等の増員だけではなく、自らが課題を発見し、活動していくような支援を行い、働きかけていくことが、協働の推進につながるのではないかと考える。

イ 地域に均等配置されている公共施設や地区道路の総合的戦略的な利活用

学校や公園はかなり均等に配置されている重要な公共施設であり、商店街は地域の貴重な生活インフラであるという視点をもって、こうした社会資源をまちづくりの拠点としてとらえ、より広い立場から、防災、緑化、CO₂対策、子どもの居場所づくりなど、地域でどのように事業が連携できるか、見直す必要がある。

また、面的に安全な道路等を整備する「コミュニティ・ゾーン」は、歩行者の

安全と住環境の改善を図る目的があるのだから、地元との合意形成に努めて、より推進すべきである。(31 ページ)

(4) 目的の達成度

施策が複数の事業により構成され、各課が取り組んでいることは分かるが、その施策を大きくくりとしたときの司令塔は誰なのか、その司令塔は責任をもって進めているのかどうか、適切な目標設定のもと、目的や意図する成果に対して、それが達成できているかを評価すべきである。このため、以下のような基本的認識をもつことが必要である。

ア 大きくくりで施策を考えた評価

防災・環境対策・道路行政など、大きくくりで施策を考え、評価すべきである。

たとえば、防災を進めるために、地域の需要や緊急性・重要性を考え、経常事業の効果も含めて全体を把握した上で、施策全体の進行を管理する司令塔が、内部評価をすべきである。

地域によっては、震災より水害が心配という地域もあると思うので、一定水準を保つことは必要であるが、区内全域の均一性ばかりに着目するのではなく、地域特性ごとに優先度を考慮するといった視点をもって、必要なものとやめてよいものを振り分けることを検討してはどうか。

イ 事業が施策にどう寄与しているかに視点をおいた評価

個々の事業を縦割りにみるのではなく、施策全体にどのように寄与しているかといった視点で、経常事業の効果も含めて、評価すべきである。

たとえば、CO₂削減に向け、それぞれの事業が、どのようにかかわっているのか、といった取組み方針を明確にして、評価すべきである。

ウ 区独自の目的の達成度としての評価

区の主体的な目標設定として、「適切な目標設定」にもかかわる点であるが、国や都に示された目的だけではなく、区が目的をどのようにとらえて取り組んでいるのかといった視点を明確にして、その達成度を評価すべきである。

たとえば、19ページ1つめの外部評価結果のとおり、成年後見センターの事業の必要性をどうとらえ、1所で充足すると判断しているのか、分からなかった。

行政評価は客観性・透明性を高めることを目的の一つとしているのだから、十分、説明責任を果たすべきである。

2 内部評価方法の改善

4つの視点を踏まえた各施策に対する総合的な外部評価は前述のとおりであるが、内部評価の方法として、以下2点について改善を求めたい。

(1) 記載方法

内部評価結果については、誰もが分かりやすいものである必要がある。表現そのものを分かりやすくするため、何が不足してできなかったのか、人員不足、予算不足など、原因が分かるような内容にすべきである。

つまり、目標に照らしてどのように取り組んだのか、事業のあり方や達成度を検証し、計画どおり進んでいないのであれば、その原因をどうとらえているか、そして、どのように改善するとよいと考えるのか、といったことを明示するような方法に改善してはどうか。

(2) 評価基準

現在の評価基準に基づく評価では、結果がBばかりでは、施策や事業の所期の目的が本当に達成されているのかどうか分からないので、A B C Dといった4段階の評価が必要なのかどうかを見直すべきである。

たとえば、「 推進する」×「廃止する」といった評価基準の変更を検討してはどうか。

3 事業推進にあたって

区には、防災、環境、みどり、次世代育成など、さまざまな切り口で個別計画がある。そうした個別計画は、総合計画を受けて作られているが、個別計画が総合計画のどの部分を具体化しているのか、その年度別計画をどのように実行計画に盛り込んでいるのか、関係が分かりにくくなっている。総合計画・実行計画と個別計画との関係を明確にして、目的達成に向け、進めていくことを期待したい。

また、個別計画の推進にあたっては、その切り口ごとに、目的本位の横断型のリーダーシップが望まれる。その個別計画を統括する課が、リーダーシップを十分発揮できるような仕組みづくりも必要である。

たとえば、防災では、集合住宅、帰宅困難者、地下街といった新宿の特殊性を十分考慮し、防災計画に反映させて、重点的に取り組んでいるのか、水害や新型インフルエンザなども視野に入れた、地域の危機管理への取組みがどのように進められているのか、といったことを明確にして、推進してほしい。

また、道路行政では、住宅地、業務地、商業地、それぞれ対策が違うので、交通安全とCO₂対策という視点ももって、自動車の抑制をどう考えていくのか方針を示し、取り組んでほしい。

第3章 個別施策の評価結果

8ページに示した18の施策について、区が行った内部評価を踏まえ、前述の4つの評価の視点により評価を実施した。

評価結果については、次のように大きく3つに分類した。

- ： 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
- ： 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
- ： 内部評価結果・評価手法に対する評価

各施策の評価結果は、次ページ以降のとおりである。

評価結果の見方

施策名

< 区の行政評価実施結果報告書 ページ >

| |
|--|
| 施策の目的 |
| |
| 施策の内部評価 |
| < 評価基準 > A：施策の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの C：法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの D：目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 |
| (内部評価の評価基準は上記施策と同様) |

外部評価では、評価対象となる施策の目的、内部評価の評価結果、施策を構成する計画事業の取組みなどを参考に評価を実施した。評価にあたっては、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で困った事業を対象に実施した。そこで、区が行った「平成20年度内部評価実施結果報告書《本編》」から、全体像が分かる項目について抜粋して示している。詳細については、該当ページを参照されたい。

< 外部評価結果 >

| |
|-----------------------|
| サービスの負担と担い手 |
| |
| 適切な目標設定、効果的・効率的な視点・・・ |
| |

外部評価結果については、4つの評価の視点により整理するとともに、先の凡例のとおり3つに分類している。

1 施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進

施策6：福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

施策7：とものつくる福祉の推進

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、**で囲んだ事業を対象に実施した。**

施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進

< 区の行政評価実施結果報告書 116 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | <p>区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。</p> <p>認知症の高齢者等が、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合においても、地域で安心して生活を続けられるように成年後見制度推進機関を設置し、制度の積極的な活用を目指します。</p> |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <p>利用者支援の充実 B</p> <p>成年後見制度の利用促進 B</p> |

施策6：福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

< 区の行政評価実施結果報告書 124 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | <p>区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健・医療サービスなどの総合的な展開を図ります。</p> |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <p>介護サービス基盤整備の推進 D（目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの）</p> <p>介護予防事業の整備 B</p> <p>自立支援対策の推進 B</p> <p>認知症高齢者対策の推進 B</p> <p>地域包括支援センターの運営支援 B</p> <p>介護保険利用者保護体制の充実 B</p> <p>介護保険の適正利用の促進 B</p> |

施策7：とものつくる福祉の推進

< 区の行政評価実施結果報告書 126 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | <p>障害者が地域社会の中で、生活を営めるように、その能力と適性に応じた訓練環境を整備します。ショートステイ事業により、介助者の急病時や休養の機会提供などの支援を行います。地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。高齢者が地域社会の支えあいの中で生活を営めるようなネットワークの推進を図ります。</p> |
| 施策の内部評価 | |
| | <p>B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの</p> |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <p>知的障害者・障害児ショートステイの充実 B 心身障害者グループホームの設置促進 B 障害者入所支援施設の設置促進 B 地域見守りネットワークの充実 B</p> |

：施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
 ：施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
 ：内部評価結果・評価手法に対する評価

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|--|
| サービスの負担と担い手 | |
| | <p>成年後見センターや地域見守りネットワークでは、どのように事業の成果があがっているのか、区は、必要があれば受託者に指導する立場にあるということを十分認識して、事業に取り組んでいるのかどうか疑問である。区の委託事業と社会福祉協議会の自主事業との連携がどのようになされているかという視点をもって、実績を十分把握した上で、課題や改革方針などを整理し、内部評価をすべきである。</p> |
| | <p>地域見守りネットワークの充実では、地域ごとに偏りがあることで、協力員の負担が増えないような工夫が必要ではないか。</p> |
| 適切な目標設定 | |
| | <p>成年後見制度の利用促進では、「相談件数の把握のみで、実際にどの程度申立てをして後見人がついたのか分からない」との説明を受けたが、制度の利用促進がなされたかどうかを知るためには、実際に後見人を選定した人が何件くらいあるかの実態を把握できるような工夫をして、目標を設定すべきである。</p> |

サービスを必要としている人の母数を把握し、適切な目標水準を設定すべきである。たとえば、地域見守りネットワークの充実では、調査で、高齢者のみの世帯が世帯あり、意識調査では××%が支援を必要と回答しているので、このサービスでは目標を人とする、というように、サービスを必要としている人に行き渡っているかどうかを評価することが必要である。

地域見守りネットワークの充実では、「『ふれあい訪問』から『地域見守り』に移行したほうがよい」との担当課の見解だが、「ふれあい訪問」の目標水準は450人で一定となっているので、適切な目標設定をすべきである。

効果的・効率的な視点

成年後見制度の利用促進では、利用者の立場に立って、広報活動に力を入れて、分かりやすい言葉で周知を図ってほしい。

目的の達成度

成年後見センターを1所つくったことは評価できるが、担当課の説明では、「地域包括支援センターとの連携による相談件数を把握していない」、「各区に1所置くことになっており、増やすことは考えていない」との見解で、事業の必要性をどうとらえ、1所で充足すると判断しているのか、分からない。「相談件数の把握のみで、実際にどの程度申立てをして後見人がついたのか分からない」との説明を受けたが、制度の利用促進がなされたかどうかを知るためには、そうした実態の把握に努めて利用者の立場に立って、需要を把握し、区民ニーズに添っていくべきである。

2 施策5：子育て支援の推進

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 122 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | <p>子育て支援サービスの質・量の充実を図るとともに子育て家庭のニーズを捉えた使いやすいサービスの実現を目指します。</p> <p>子育て家庭を地域で支えあうための機会や場の充実を図ります。</p> |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <p>待機児童の解消 B</p> <p>子育て相談の充実 B</p> <p>絵本でふれあう子育て支援 B</p> <p>在宅子育て支援サービスの充実 B</p> <p>子ども家庭支援センター機能の強化 B</p> <p>乳幼児親子の居場所づくり B</p> <p>児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化 B</p> <p>幼稚園と保育園の連携・一元化 B</p> <p>新宿区児童手当 B</p> <p>子ども医療費助成 B</p> |

| |
|--|
| <p>: 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価</p> <p>: 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価</p> <p>: 内部評価結果・評価手法に対する評価</p> |
|--|

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|---|
| サービスの負担と担い手 | |
| | <p>榎町児童センターでは、「中高生スペースをつくったことがきっかけとなって、地域が中高生を見守るようになった」との担当課の見解を聞き、区職員と児童指導業務を受託している若い指導員がうまく連携して、中高生が来やすい環境をつくりあげ、さらに、地域との協力体制もできてきたものとして受けとめた。それぞれの役割が機能できている事例であり、他の施策や事業も、こうした視点で取り組んでほしい。</p> |

適切な目標設定

昨年の外部評価結果を踏まえ、成果指標に「総合相談の充実」を取り入れたことについては、改善の意欲が感じられ、評価できる。今後、子ども家庭支援センターを増やしていく計画との説明を受けたので、センターごとの相談件数がどのように推移していくのか、相談内容別の内訳も把握し、適切な目標設定のもと、センター相互や関係機関と連携を図ってほしい。

評価では、サポートチーム会議を何回開いたとか、相談件数が何件増えたかということも大切であるが、終結したケースがどれくらいであったかということも整理して、内部評価に反映してほしい。

育児支援家庭訪問事業については、申請による派遣と、区が必要と判断して派遣した件数の内訳を整理し、今後の評価に生かしてほしい。

目的の達成度

子育て支援では、0歳から18歳未満までの子どもの健全育成が目的であるのだから、乳幼児や小学生だけでなく、中高生にも手厚く事業を展開してほしい。

放課後子どもひろばが始まり、小学生の居場所が児童館から放課後子どもひろばへ移行したら、中高生の居場所を児童館の中に確保できるようになる、といった視点はないのか。放課後子どもひろばと学童クラブは完全に別機能なのか。制度が違うというだけで済ませずに、地域の需要を把握し、その解決を図ることを目標にして、子育て支援全体で、子どもの居場所を考えて、児童館、学校など区の施設全体の活用を検討すべきである。

子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブなどがどのようにかかわりあって子育て支援の推進を図っているのか、という総合的な視点をもって施策評価をしてほしい。

3 施策 8：学習・教育環境の充実

施策 9：開かれた学校づくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

施策 8：学習・教育環境の充実

< 区の行政評価実施結果報告書 128 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | 21 世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するために、家庭、地域と学校の連携を進めるとともに、学校教育及び学校外教育環境の充実を図ります。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 家庭の教育力の向上 B 地域教育力との協働・連携の推進 B 特色ある学校づくり B 情報教育の推進 B 少人数学習指導の推進 B 確かな学力推進員の配置 B 学校図書の実充 B 地域学校協力体制の整備 B 特別支援教育の実充 A（事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの） 幼稚園と保育園の連携・一元化（再掲） B 学校適正配置の推進 B 学校施設の計画的整備 B 学校施設の改修 B 学校施設の改善 B |

施策 9：開かれた学校づくり

< 区の行政評価実施結果報告書 130 ページ >

| | |
|-------|--|
| 施策の目的 | |
| | 児童、生徒や地域の実態を踏まえた教育活動を行い、適切な学校運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを積極的に推進します。また、国際的視野をもち、我が国や諸外国の伝統や文化についての理解を深め、進んで国際社会に参加する態度を養います。 |

| | |
|------------------|---|
| 施策の内部評価 | |
| | B:「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 開かれた学校づくり B 国際理解教育の推進 B |

- : 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
- : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
- : 内部評価結果・評価手法に対する評価

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|---|
| サービスの負担と担い手 | |
| | <p>スクール・コーディネーター、スクールスタッフ、スクールカウンセラー、確かな学力推進員、学校評議員など、学校にかかわる専門職や地域の方たちがいるが、これらの方たちの役割、意義、効果が区民に分かるように位置づけられているのかが不明である。区の独自事業として多額の費用が投入されている事業もあり、内部評価は区民の視点で実施してほしい。</p> |
| 適切な目標設定 | |
| | <p>成果指標の目標水準に「全校」を掲げている事業が多いが、どのように活用されているのか、そのことにより、児童や生徒にどう影響したのか、といった、基礎データをもって、適切な目標設定により評価し、事業を推進すべきである。</p> <p>たとえば、確かな学力推進員派遣率では、初年度に全校に配置する目標ということは理解できるが、配置したあとは、チーム・ティーチングとして、何年生のどの教科で何回指導できた、といった具体的実績を示した上で、評価すべきである。</p> <p>同様に、スクールスタッフ新宿の活用率では、どの中学校の部活動に何回、どの小学校の学校図書室に何回、といった実績を評価すべきである。</p> |
| 目的の達成度 | |
| | <p>「学校評議員は、学期に1回程度、学校経営に活かすために学校長が意見をもとめる役割だが、十分機能しきっていない、課題がたくさんあるので、全校の学校評議員に集まっていただいて、役割を説明し、学校に不足していることをぜひ言ってほしいと働きかけていく」「地域協働学校(コミュニティ・スクール)の学校運営協議会という新しい取組みは、合議的に地域として学校に意見を述べる形になるかを模索している」との説明を受けた。地域に開かれた学校づくりのため、学校評議員の横のつながりを強化するなど、ぜひ、機能する仕組みとしてほしい。今後の活動に期待したい。</p> |

4 施策10：生涯学習、スポーツの条件整備

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 132 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | 人生80年を前提に区民が充実した生涯を送れるように、区民各世代の学習意欲に応え、生涯学習活動、スポーツ活動などの場と機会の確保、充実を図ります。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 職員の地域派遣事業の推進（ふれあいトーク宅配便） B 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保 B 生涯学習指導者・支援者バンクの充実 B 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成 B 子ども読書活動の推進 B |

< 外部評価結果 >

| | |
|---------|---|
| 適切な目標設定 | |
| | 文化等支援者バンクやスポーツバンクは、登録者が増えればよいのか。どのくらい活用されているのか、といった指標が必要ではないか。 |
| 目的の達成度 | |
| | 文化等支援者バンクやスポーツバンクは、制度の周知やマッチングへの取組みが必要である。組織改正により、コミュニティを所管する課へ移管されたので、そうした視点での取組みが検討されるものと期待したい。 |
| | 「地域スポーツ・文化協議会は、成り立ちが3つであったものを1つに統合したもののだが、各事業が従来どおり個別に継続されている協議会が多く、事業間の連携・融合が進んでいない上、各中学校区と実際の地域の住民の生活範囲との間に乖離が見られるため、各地域において、運営体制が全事業及び地域を巻き込んだものになっていない」との説明を受けた。3つを1つにしてうまく機能していないのであれば、その原因を取り除き、事業の進展に取り組む努力が必要である。 |

5 施策22：防災都市づくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 156 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | 建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">都市防災機能の向上 B</div> 百人町三・四丁目地区の整備推進 B 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備 B 歌舞伎町対策の推進 B 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 A（事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">安全・安心な建築物づくり A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物等耐震化支援事業 B</div> |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> : 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価 : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価 : 内部評価結果・評価手法に対する評価 |
|---|

< 外部評価結果 >

| | |
|------------|--|
| 適切な目標設定 | |
| | 建築物の中間検査・完了検査の受検、及び定期報告は、建築基準法で義務付けられており、防災都市づくりに欠かせない要件である。建築主に受検の義務を啓発するとともに、目標はあくまでも100%にして取り組むべきである。 |
| 効果的・効率的な視点 | |
| | 建築物等耐震化支援事業において、「予備耐震診断を実施した住宅の90%程度は耐震補強工事を実施していない」との説明を受けた。アンケート調査結果を踏まえて、工事の実施率が低い原因を究明し、支援策の見直しをすべきである。たとえば、耐震補強工事を実施しない原因として、アンケート調査結果からも、高額のコストがかかることと助成要件が厳しいことが伺える。そこで、簡易な耐震補強工事に対する助成や、融資の活用を取り入れるとともに、東京都の耐震改修税制などの他の仕組みも併せて、周知を図ってはどうか。 |

耐震補強工事の技術は日進月歩している。他自治体・都とも連携して、新しい技術に、迅速に、かつ、柔軟に対応すべきである。

住宅密集地域の中の1軒だけ耐震補強をしても効果が少なく、逆に、大多数が耐震補強をしても、補強をしない1軒のために、地域の防災効果は損なわれる。そこで、地域ぐるみで防災都市づくりを進めるために、複数の住宅がまとまって耐震化を図るときには、支援が手厚くなるといった手法を取り入れてはどうか。

建築物の中間検査・完了検査は、受検すべき時期を見込むことができるのだから、申請を待つのではなく、巡回を建築士に委託するなどして、積極的に働きかけて受検を促す必要がある。特に、安全・安心のまちづくりの観点から、他と比べて受検率が低い、小規模建築物の完了検査について具体的に取り組むべきである。

目的の達成度

木造住宅密集地域では、地域ぐるみで防災都市づくりを進める必要があるので、共同建替えや耐震化の支援などについて、1軒ずつ訪問したり、現場事務所を設けて相談員を常駐させたりして、支援策を周知するといった、積極的な取り組みをしてはどうか。

公共施設の耐震補強工事が済んだのだから、その予算枠を地域への支援に充てて施策を進めるべきである。

6 施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 158 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | 減災社会の実現に向け、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、災害に強いまちづくりを地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進することで、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">防災ボランティアの育成 B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">避難所等の震災対策 B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">災害対策用各種水利の確保及び充実 B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">避難所機能の充実 B (事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害情報システムの更新 B</div> |

：施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
 ：施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
 ：内部評価結果・評価手法に対する評価

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|--|
| サービスの負担と担い手 | |
| | 災害時における自助・共助・公助の考えが区民や事業者の共通認識になっているとはいえない状況にあるので、区は区ができることが限定であることを明確に示して、備蓄や訓練の必要性を訴え続けてほしい。 |
| | 地域として面的に防災対策がとられているのか。どの地域も一定水準以上を保つ必要がある。自助・共助を進めるために、区の働きかけが必要である。 |
| | <p>防災サポーターは、被災地に出向いて体験するなど、実効性が確保されるような仕組みを作る必要がある。</p> <p>避難所情報ボランティアと防災アドバイザーを統合して防災サポーターとしたとの説明を受けたが、統合した役割について理解を得ているのかどうか疑問である。それぞれの専門性も必要あり、実効性が発揮できるように、担い手を育成すべきである。</p> |

防災サポーターが、どの程度権限があって、どこまでやるのか、といったことについて、地域の特性を踏まえて防災サポーターの活動の場を作っていくことにより、防災サポーターと担当する地域の住民とのかかわりを深める仕組みを作る必要がある。

商店会や事業者は防災区民組織に入っているところとそうでないところがあるとの説明を受けたが、当然入るべきものとして、仕組みを作る必要がある。特に、商店会は商品のストックがあるのだから、地域と協定を組むなど、具体的な仕組みを進めてはどうか。

訓練がイベントにならないよう、実効性のあるものとして実施されるように、区の働きかけが必要である。

適切な目標設定

避難所運営管理協議会の開催回数を指標としているが、妥当か。
そもそも、年に1回、開催していない協議会に対し、どのように働きかけているのか。区の働きかけと自助・共助の仕組みがかみあっているのか疑問である。

防災サポーターは60名を目標水準としているが、地域偏在はないか。町会ごとに1名ずつ育成する必要があるのではないか。

災害用トイレは数値目標を抜本的に見直すべきである。また、簡易トイレの備蓄も増やすべきである。

目的の達成度

「下水道利用型災害用トイレは、50か所の設置目標に対し41か所整備し、所期の目的を達成した」との説明を受けたが、災害時のトイレの必要数は示されなかった。避難所に最も求められるのは、トイレと生活用水である。震災で、倒壊をまぬがれても使用禁止と判定される集合住宅の住民や帰宅困難者を考慮した対策が十分図られているのか。区民や事業者に対して、区が設置するトイレの数量と時期を明示して、自助・共助の必要性を啓発するとともに、各自がとるべき具体的な対策を例示して、積極的に働きかける必要がある。

第二次避難所は、災害時要援護者が避難生活を送れるように、調査を進めているとのことだが、早急に予測を立てて、具体的な施設整備や備蓄を進め、受け入れ体制を整えるべきである。また、第二次避難所内に、オムツやベッドなどすべてを備蓄することは施設規模から困難と思われるので、拠点に配備するなど、構築していくべきである。

災害時要援護者に対し、どのように支援していくのかを組み立てていくと説明を受けたが、訓練に取り入れて、早急に具体策を構築すべきである。

公園は避難所としていないが、実態として帰宅困難者の滞留や被災区民の一時集合場所になることが予測されるので、生活用水のための井戸堀や、トイレの増設を計画的に進めるべきである。

この施策は、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護することを目的としているが、災害は震災だけではなく、区民ニーズに込えているかどうか、分からないので、防災や危機管理の取組み全体が分かるような評価の仕組みがほしい。

計画事業を進めるだけで、目的が達成できるのか。計画事業では、公助の部分が大きく取り上げられて評価されており、自助・共助の達成状況が分からない。自助・共助の部分が経常事業として実施されているのであれば、経常事業の効果も含めて評価すべきである。

: 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価

: 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価

: 内部評価結果・評価手法に対する評価

7 施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備

施策39：環境保全型まちづくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、**で囲んだ事業を対象に実施した。**

施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備

< 区の行政評価実施結果報告書 162 ページ >

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--------------|---|----------|---|------------|---|-------|---|------------|---|-----------|---|---------|---|------------|---|------------|---|
| 施策の目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 交通の利便性や防災性の向上及び快適な生活空間の形成を図るために、区民生活に密着した生活道路等の整備を進めるとともに、誰もが安全で快適に歩くことができる歩行者空間等の整備をします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の内部評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr><td>主要な生活道路の整備促進</td><td>B</td></tr> <tr><td>細街路の拡幅整備</td><td>B</td></tr> <tr><td>人とくらしの道づくり</td><td>B</td></tr> <tr><td>道路の改良</td><td>B</td></tr> <tr><td>やすらぎの散歩道整備</td><td>B</td></tr> <tr><td>道路の無電柱化整備</td><td>B</td></tr> <tr><td>路面下空洞調査</td><td>B</td></tr> <tr><td>まちをつなぐ橋の整備</td><td>B</td></tr> <tr><td>放置自転車対策の推進</td><td>B</td></tr> </table> | 主要な生活道路の整備促進 | B | 細街路の拡幅整備 | B | 人とくらしの道づくり | B | 道路の改良 | B | やすらぎの散歩道整備 | B | 道路の無電柱化整備 | B | 路面下空洞調査 | B | まちをつなぐ橋の整備 | B | 放置自転車対策の推進 | B |
| 主要な生活道路の整備促進 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 細街路の拡幅整備 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人とくらしの道づくり | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路の改良 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やすらぎの散歩道整備 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路の無電柱化整備 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 路面下空洞調査 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちをつなぐ橋の整備 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放置自転車対策の推進 | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

施策39：環境保全型まちづくり

< 区の行政評価実施結果報告書 190 ページ >

| | | | |
|------------------|---|-------------|---|
| 施策の目的 | | | |
| | 環境に配慮した舗装を実施することでヒートアイランド抑制効果を高めるとともに、道路施設において、資源の有効活用を進めます。 | | |
| 施策の内部評価 | | | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの | | |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | | | |
| | <table border="1"> <tr><td>環境に配慮した道づくり</td><td>B</td></tr> </table> | 環境に配慮した道づくり | B |
| 環境に配慮した道づくり | B | | |

< 外部評価結果 >

| | |
|------------|---|
| 適切な目標設定 | |
| | 道路行政について、生活者を重視して、すべての道路を安全に歩ける道にするために、人にやさしい道路の整備に重点をおくべきである。 |
| | 自転車ネットワーク整備の目標をもつべきである。 |
| | ヒートアイランド対策や透水性などの舗装が試験的に実施されているが、もっと力を入れるべきである。たとえば、新宿駅周辺循環型バスを導入することにより、新宿駅西口の駐車場に車をとめ、そこから車を使わずに東口まで行き来ができるので、自動車の抑制につながり、ひいては、CO ₂ の抑制につながることを期待しているとの説明を受けた。住宅地、業務地、商業地、それぞれ対策が違うので、交通安全とCO ₂ 対策という視点ももって、自動車の抑制をどう考えていくのか方針を示し、取り組んでほしい。 |
| 効果的・効率的な視点 | |
| | 道路の無電柱化は、可能な路線と必要な路線は考え方が違うのではないか。必要な路線は防災の立場からも、他の自治体の事例を研究し、民地内への移設を含めていろいろな手段を講じて進めるべきである。 |
| 目的の達成度 | |
| | 「人とくらしの道づくりでは、歩行者の安全と住環境の改善を図るため、面的に安全な道路等を整備する『コミュニティ・ゾーン』を2地区整備した」という説明を受けたが、極めて少なすぎる。地元との合意形成に努めて、より推進すべきである。 |

- : 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
- : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
- : 内部評価結果・評価手法に対する評価

8 施策26：みどりと水の豊かなまちづくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 164 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | みどりの保全と創出を図るとともに、生き物が生息できる環境の回復と水辺の親水性の向上をめざすことによって、都市と自然が共生したうるおいとやすらぎのある空間の形成を目指します。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公共施設の緑化・民間施設の緑化 B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">安心のみどり整備 D</div> （目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">みどりの保全 B</div> 新宿りっぱな街路樹運動 B アユが喜ぶ川づくり B |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> : 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価 : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価 : 内部評価結果・評価手法に対する評価 |
|---|

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|--|
| サービスの負担と担い手 | |
| | 学校の芝生化は地域の協力が必要との説明を受けたが、NPOとの連携や、連携できるようなNPOの育成も取り入れてはどうか。 |
| | 保護樹木の手入れや周知など、みどりの保全や緑化推進について、みどりのトラスト活動など他自治体の事例を研究し、NPOとの連携により取り組んではどうか。 |
| | みどりの保全と創出に係る活動グループやNPOに対する助成制度を充実すべきである。 |
| 適切な目標設定 | |
| | 保護樹木の指定について、目標を高く掲げ、積極的に取り組んでほしい。 |

効果的・効率的な視点

公共が保有している貴重な樹木も保護樹木として指定し、これらの樹木を「まち歩きマップ」などで紹介することにより、区民の樹木愛護・緑化の啓発に役立ててはどうか。

景観計画を策定中との説明を受けたが、景観重要樹木の指定を取り入れて、樹木の保護を進めてほしい。

9 施策29：清潔で美しいまちづくり

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 170 ページ >

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-----------|---|---------------------|---|---------------|---|
| 施策の目的 | | | | | | | |
| | 「ポイ捨て防止」の意識改革と美化活動の充実、「路上喫煙禁止」のPRとパトロールを行い、区、区民、事業者が協働し、清潔できれいなまちづくりを進めます。また、良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。 | | | | | | |
| 施策の内部評価 | | | | | | | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの | | | | | | |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>路上喫煙対策の推進</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>新たな景観まちづくりの推進</td> <td>B</td> </tr> </table> | 路上喫煙対策の推進 | B | ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進 | B | 新たな景観まちづくりの推進 | B |
| 路上喫煙対策の推進 | B | | | | | | |
| ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進 | B | | | | | | |
| 新たな景観まちづくりの推進 | B | | | | | | |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> : 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価 : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価 : 内部評価結果・評価手法に対する評価 |
|---|

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|--|
| サービスの負担と担い手 | |
| | 地域の取組みや事業者の取組みを推進するための事業展開が必要である。取り組んでいる事業者を広報紙で紹介するなど、インセンティブを考えてはどうか。 |
| 適切な目標設定 | |
| | 清掃活動を市民文化として定着させることが、施策の達成につながるのだから、イベントを日常化させることが大切である。そこで、ごみゼロデーの参加団体数だけではなく、普段から清掃活動をしている事業者数を指標にできないか。 |
| 目的の達成度 | |
| | 景観計画を策定中との説明を受けたが、地域の特性をとらえた実効性のあるものにしてほしい。 |

- 10 施策32：商店街の活性化
 施策33：魅力ある買物空間づくり
 施策34：消費者の自立支援

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

施策32：商店街の活性化

< 区の行政評価実施結果報告書 176 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | 商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化、自立化支援を図ります。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 商店街ステップアップ支援 B |

施策33：魅力ある買物空間づくり

< 区の行政評価実施結果報告書 178 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | 商店会が実施する施設整備事業、IT活用事業及びイベント事業等を支援することにより、人が集まり交流する、楽しい買物の場として魅力ある商店街づくりを進めます。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 魅力ある商店街づくり支援 B |
| | 商店街にぎわい創出支援 B |

施策34：消費者の自立支援

< 区の行政評価実施結果報告書 180 ページ >

| | |
|------------------|---|
| 施策の目的 | |
| | 消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 消費者学習の充実 B |

- ：施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
- ：施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
- ：内部評価結果・評価手法に対する評価

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|---|
| サービスの負担と担い手 | |
| | 消費者の自立支援として、「安全・安心をキーワード」とあるが、食の安全、環境保全も入れて、市民活動との協働・連携を深めるべきである。 |
| 適切な目標設定 | |
| | ステップアップ支援は、毎年度7件を目標にしているが、年々減ってきており、19年度は実績が1件になっている。「達成度」が1、「実施の成果」は3、総合評価はBになっている。この事業は、もういらぬという評価なのか、目標の7件は妥当なのか、非常に分かりにくい。説明を受けたところ、実施効果が大きいと把握・確認できたので、総合評価Bは妥当であることが分かった。そこで、成果指標には、補助事業の実施件数ではなく、「事業の結果、来街者が増えた」といった具体的な目標を設定して、次年度以降も実効ある支援事業として行われるように、進行管理をしてほしい。 |
| 効果的・効率的な視点 | |
| | 商店会サポーターの活用は実効性があり、今後さらなる充実と活用が望まれる。 |
| | ステップ・アップ・フォーラムは、これまでの発表会形式を見直し、商店会サポーターの活用を促すような会合に転換すべきである。 |

商店街のにぎわいを創出するためには、空き店舗対策も必要である。20年度から事業化したとの説明を受けたが、空き店舗は、商店街に魅力がないため空いたままになっているのだから、消費者の視点を入れて、サポーターの活用と結びつけた対策を講じるべきである。空き店舗の担い手として、NPO、学生、市民団体等、商店街の実情にあった担い手を考慮する必要もある。

目的の達成度

商店街は、高齢者への配慮や防犯・防災の取組みなど、地域の貴重な生活インフラであるという、共益の視点をもって、サポートを必要としている商店会を訪問して、良い事例を紹介して支援策を説明するなど、活性化に向けた積極的な働きかけをしてほしい。

商店街の活性化には観光の視点も必要であるから、区の組織改正により所管が別になったが、十分連携して推進してほしい。

1 1 施策35：環境への負荷の低減

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 182 ページ >

| | |
|------------------|--|
| 施策の目的 | |
| | 区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。また、地球温暖化防止に寄与する様々な取組みを進めていくために、区民や事業者（特に中小事業者）の省エネ行動を広く支援・促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。 |
| 施策の内部評価 | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | |
| | 公害の監視・規制・指導の充実 B 地球温暖化対策の推進 B |

< 外部評価結果 >

| | |
|---------|--|
| 適切な目標設定 | |
| | 新宿区省エネルギー環境指針に基づいた取組み状況が分かりにくいので、成果指標にCO ₂ の削減量やエネルギー消費の削減量を用いるべきである。 |
| 目的の達成度 | |
| | CO ₂ 削減の目標に向かって削減計画を立て、第一次実行計画で区・区民・事業者が取り組むことを位置づけ、推進しているとの説明を受けたが、区民とともに推進していく体制（たとえば区民推進会議等）を作って取り組むとともに、区民が自発的に取り組み、成果が見えるような形のインセンティブな手法を検討すべきである。 |
| | 自然エネルギーの活用について、区が率先して取り組むことにより、事業者や区民を誘導すべきである。すなわち、区の公共施設に積極的に導入するとともに、国や都の助成制度と連動して、事業者や区民のニーズに即して区独自の支援制度も検討すべきである。 |

1 2 施策36：資源循環型社会の形成

(注)外部評価は、施策全体ではなく、施策を構成する計画事業のうち、で囲んだ事業を対象に実施した。

< 区の行政評価実施結果報告書 184 ページ >

| | | | | | |
|------------------|--|-----------------|---|---------|---|
| 施策の目的 | | | | | |
| | 環境への負荷が少なく、限りある資源を有効利用できる資源循環を基調とした社会を築くことを目的とします。 | | | | |
| 施策の内部評価 | | | | | |
| | B：「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの | | | | |
| 施策を構成する計画事業と内部評価 | | | | | |
| | <table border="1"><tr><td>ごみの発生抑制に向けた普及啓発</td><td>B</td></tr><tr><td>資源回収の推進</td><td>B</td></tr></table> | ごみの発生抑制に向けた普及啓発 | B | 資源回収の推進 | B |
| ごみの発生抑制に向けた普及啓発 | B | | | | |
| 資源回収の推進 | B | | | | |

| |
|--|
| <p>: 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価 : 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価 : 内部評価結果・評価手法に対する評価</p> |
|--|

< 外部評価結果 >

| | |
|-------------|---|
| サービスの負担と担い手 | |
| | 集団回収について、町会・自治会や集合住宅が取り組んでいる実態を把握した上で、区民が参加しやすいように、早急にシステムを見直してほしい。 |
| 効果的・効率的な視点 | |
| | 10年間にごみ量半減、資源化率倍増という計画を立てているが、どのように効果的に進めていくのか。中小事業者に対する働きかけを重点的に行うとか、家庭ごみの有料化を検討するなど、具体的に取り組んでほしい。 |
| 目的の達成度 | |
| | 新宿区は全国へ影響力がある自治体であると思うので、ごみの発生抑制に対し、相当の決意をもって取り組んでほしい。 |

第4章 今後に向けて

昨年度の委員会は、評価結果を区長へ報告した後、区長の総合判断の結果として、予算への反映状況を確認し、評価の流れを実感したところである。

そこで今年度の委員会は、「政策評価と行政改善の視点」をテーマにした勉強会からスタートし、評価方針を固めるとともに、ヒアリングの実施や評価結果の取りまとめなど、部会での審議を精力的に行った。

特に、担当課ヒアリングにおいては、委員の質問に対する回答をあらかじめ準備していただき、それを読み込んだ上で、意見交換、再質問の場を設定したこと、事業が展開されている現場を各部会で視察するとともに、当事者の区民及び関係者の生の声をヒアリングして、地域における協働の実践を踏まえたことにより、改善を図り、区民の目線に立った客観的な評価に努めた。

しかし、担当課のヒアリングでは、本年度の大きな組織改正による、事業の所管換えや異動に際しての事業の引継ぎの不十分さが感じられたこと、外部評価に対して構える姿勢があったことは、非常に残念である。「評価」という行為は、「改善」のためのものであり、これは、PDCAサイクルの根幹にかかわることである。「評価」は、課題を指摘することが目的ではなく、改革方針を立てて、見直していくことにより、生かされる。評価する中で、職員が気づき、新たな行動に移して行ってほしい。こうした「計画評価の文化」というものを区と区民が共有していくことが大切である。

なお、視察やヒアリングに快く対応していただいた皆さんに、この紙面をお借りして感謝いたしたい。

外部評価委員会は、外部評価の実施が、行政内部の体質改善につながることを期待しており、今後も、区民の目線を第一に、外部評価制度および手法の確立に向け、努めていきたい。

< 資 料 >

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

| 部会名 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|------------------------------------|--------|---------------------|------------|
| 第1部会 まちづくり 環境 みどり 安全安心 | 卯月 盛夫 | 早稲田大学芸術学校都市デザイン科 教授 | 会長 部会長 |
| | 大塚 巖 | 新宿区防災サポーター連絡協議会 会長 | |
| | 須貝 俊司 | 公募区民 | |
| | 芳賀 恒之 | 公募区民 | |
| | 渡辺 翠 | 新宿区エコライフ推進員協議会 | |
| 第2部会 福祉 子育て 教育 | 岡本 多喜子 | 明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授 | 部会長 |
| | 入江 雅子 | 戸山公園子どもの遊び場を考える会 | |
| | 小菅 知三 | 新宿区民生委員児童委員協議会 会長 | |
| | 富井 敏弘 | 公募区民 | |
| | 山村 利枝 | 公募区民 | |
| 第3部会 コミュニティ 商工 文化 観光 | 名和田 是彦 | 法政大学法学部政治学科 教授 | 副会長 部会長 |
| | 川俣 一弥 | 新宿区町会連合会 副会長 | |
| | 中原 純一 | 公募区民 | |
| | 鍋島 照子 | 公募区民 | |
| | 山下 修 | 神楽坂通り商店会 | |

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

〔以下 略〕